

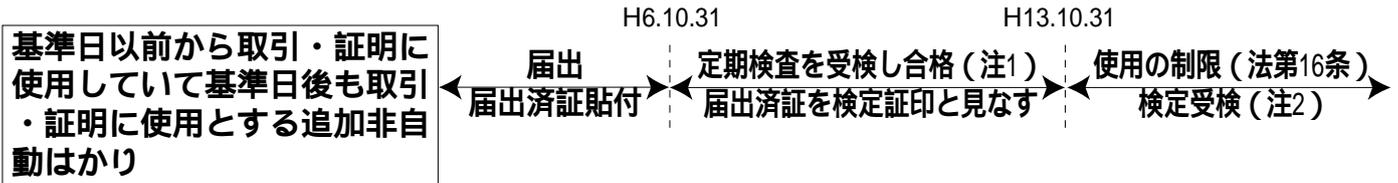
図2 追加非自動はかりの経過措置

届出済証（施行令附則第4条）

施行令別表第二に掲げるもの（「追加非自動はかり」という）を平成6年10月31日（「基準日」という）以前から取引又は証明における質量の計量に使用している者は、これを基準日後において取引又は証明における質量の計量に使用するとき、基準日まで、当該非自動はかりについて、通商産業省令（計量法施行令附則第4条、第5条及び附則別表第4の規定に基づく質量計に係る経過措置に関する省令第1条）で定める事項を事業所の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）に届けることができる（施行令附則第4条第2項）。

都道府県知事又は特定市町村の長は施行令附則第4条第2項の規定による届出があったときは、当該非自動はかりに届出済証を付する（施行令附則第4条第3項）。

届出済証は、平成13年10月31日までは、平成3年10月以前の年月が表示された検定証印とみなす（施行令附則第4条第4項）。



注1 定期検査に不合格又は修理を行った場合は、注2の検定を受検。

注2 注1の場合及び平成13年11月1日以後も届出済証が貼付された非自動はかりを取引・証明において使用したい場合は、大臣又は指定検定機関の検定を受検することになります。また、当該非自動はかりの製造者が承認製造事業者（法第76条第1項の承認を受けた届出製造事業者）であって、当該非自動はかりを改造することによって型式承認を得ている非自動はかりの範疇に入ることが可能な場合は、承認製造事業者による改造を行い検定を受検することになります（この場合の検定の主体は都道府県知事又は指定検定機関（施行令第17条））。

なお、ばね式指示はかり以外の機械式はかりについては、平成6年8月1日以降は知事検定を受検することが出来るようになっていきます。

使用中検査の特例

非自動はかりの使用中検査における性能に係る特例（特定計量器検定検査規則附則第23条第2項）
 通商産業省告示第416号（H8.4.2）「特定計量器検定検査規則の規定に基づき通商産業大臣が別に定める質量計に係る基準等について」第6条
 通商産業大臣が別に定める基準

追加非自動はかりの性能に関する検査の方法に係る特例（特定計量器検定検査規則附則第26条）
 通商産業省告示第416号（H8.4.2）「特定計量器検定検査規則の規定に基づき通商産業大臣が別に定める質量計に係る基準等について」第7条
 通商産業大臣が別に定める基準

非自動はかりの使用公差に係る特例（特定計量器検定検査規則附則第24条）

運用については、「計量法、計量法施行令及び特定計量器検定検査規則等の解釈及び運用（H9.2.27機局第1号都道府県知事、特定市町村の長あて）」6.イ質量計（2）規則附則第24条の運用についての、表のとおり。

非自動はかりの種類		適用する使用公差
追加非自動はかり	届出済証を付したもの	アナログ指示機構を有するもの 規則第182条に規定する検定公差
		デジタル表示機構を有するもの 規則附則第20条に規定する検定公差
検定証印を付したもの		規則第182条に規定する検定公差

注：ただし、追加非自動はかりであって、届出済証を付したデジタル表示機構を有するものにおける目量の数が10001以上15000以下の部分は、規則附則第20条に規定する検定公差を準用し、目量の数が15001以上は規則第182条に規定する検定公差とする。